

## I. 関連意匠制度(類似意匠制度)の歴史的概観

以下、自己の登録意匠に類似する意匠の保護に関する、我が国の制度を概観する。検討の観点は、①制度趣旨がどのように解されていたか、②登録要件のうちどの規定の例外として保護されたか、③類似意匠及び関連意匠の意匠権の効力はどのように解されていたかである。

### 1. 明治21年(1888年)意匠条例

明治21年意匠条例においては、「類似意匠」や「関連意匠」のような、自己の意匠に類似する意匠についての特別規定はない。「類似」の文言は、先願の規定にあるが、二人以上同一又は類似意匠の登録を出願する者があるときは願書日付の先のものを登録し、日付が同じものは共に登録せずとされていた(8条)。ただし、出願人協議の上連名で出願するとき又はその出願を取消す者があり出願者が一人となったときはこの限にあらざ(8条ただし書)とされており、同一人の出願については先願の規定が適用されず、自己の先願意匠に類似する後願意匠及び同日出願意匠は登録されていた\*1。明治21年意匠条例においては、意匠権の効力は登録意匠にしか及ばなかった(1条)、登録を受けた場合でも先願意匠と後願意匠の意匠権は重複する部分はなく、類似意匠制度や関連意匠制度にあるような権利期間や権利移転等についての制限は必要なかった。

したがって、意匠権の効力範囲は同一の意匠だけであったため、自己の意匠に類似する意匠は、先願の規定の例外として、通常在意匠権と同等の保護を受けることができたのである。

\*1 特許庁意匠課『意匠制度100年の歩み』(平成元年)24頁。

### 2. 明治32年(1899年)意匠法

明治21年意匠条例が先願の例外として自己の意匠に類似する意匠を保護していたのに対し、明治32年意匠法からは、自己の登録意匠が登録された後でも、新規性の例外として「類似意匠」の登録を受けることができることとされた。すなわち、原則として、意匠登録出願前公に知られ又は公に用いられたもの、若しくはこれと類似するものは意匠の登録を受けることができないが、自己の登録意匠と類似するものはこの限にあらざとされた(2条3項)。したがって、自己の登録意匠と類似する意匠も登録を受け、これを「専用すること」が可能であり(1条)、「意匠専用権」として扱われた。

なお、他人の登録意匠を「模擬する」ことは侵害であり(17条)、保護の範囲が登録意匠そのものからやや拡大した。それゆえ、類似意匠の専用年限は原意匠の有効年限に伴うと規定され(3条)、また、類似意匠を所有する者は類似意匠と共に譲渡等することが必要である(6条)。だが、このような随伴性とともに独立性があり、類似意匠は原意匠に対して独立する幅を有すると解されていた\*2。

なお、明治42年法から規定される類似意匠の意匠権が原意匠(本意匠)の意匠権と合体する旨の規定はまだなく、類似意匠のみに類似する意匠は登録を受けることができない旨の規定もない。したがって、明治32年法で創設された、類似意匠制度においては、類似意匠も「原意匠」となり得たと解され、実務上もこのような扱いをしていた\*3。

以上のように、明治32年意匠法における当初の類